

経済建設文教常任委員会会議録

9月7日

【開会】	2
【議案第 4号】平成28年度矢板市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	2
【議案第 5号】平成28年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	5
【議案第19号】平成27年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	6
【陳情第20号】市道前岡4号線の拡幅に対する陳情（継続）	7
【延会】	7

9月13日

【開議】	7
【陳情第11号】公共下水道から市設置型個別合併浄化槽転換の陳情（継続）	7
【委員長報告】	9
【閉会】	10

1 日 時

平成28年9月 7日(水) 午前10時00分（開会）～午前10時29分（延会）

平成28年9月13日(火) 午後 2時02分（再開）～午後 2時20分（閉会）

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員（8名） 委員長 宮本妙子
副委員長 伊藤幹夫
委 員 藤田欽哉、佐貫薫、中村久信、
渡邊孝一、今井勝巳、大貫雄二

4 欠席委員 なし

5 説明員（20名）

(1) 農業振興課（4人）

①農業振興課長 津久井保 ②地籍調査班長 石川節夫

③農政担当 高橋理子 ④整備振興担当 小林徹

(2) 商工林業観光課（1人）

①商工林業観光課長 森田昭一

(3) 都市建設課（5人）

①都市建設課長 阿部正信 ②市街地整備班長 和田理男

③管理住宅担当 谷中清吉 ④建設担当 柳田豊

⑤維持担当 江連康一

(4) 教育総務課 (1人)

①教育総務課長 塚原延欣

(5) 生涯学習課 (4人)

①生涯学習課長 大谷津敏美智 ②矢板公民館長 田城博子

③泉公民館長 塚原明 ④片岡公民館長 塚原博実

(6) 農業委員会事務局 (1人)

①担当主幹 坪山好治

(7) 上下水道事務所 (4人)

①上下水道事務所長 赤羽尚起 ②下水道班長 高橋弘一

③上水道担当 斎藤正一 ④担当主幹 藤田範行

6 担当書記 薄井 勉、相馬 香織

7 付議事件

【議案第 4号】平成28年度矢板市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

【議案第 5号】平成28年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

【議案第19号】平成27年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

8 会議の経過及び結果

【開会】

○委員長(宮本妙子) ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は、成立している。ただいまから、経済建設文教常任委員会を開会する。

(10時00分)

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は

【議案第 4号】平成28年度矢板市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

【議案第 5号】平成28年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

【議案第19号】平成27年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての3件である。

【議案第4号】

○委員長 「議案第4号 平成28年度矢板市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道班長(高橋弘一)

(「平成28年度矢板市補正予算書」15ページを朗読。「平成28年度矢板市補正予算書」

16ページ及び17ページにより説明。詳細について「平成28年度予算に関する説明書」52ページ及び53ページにより説明。）

議案第4号 平成28年度矢板市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ480万円を追加計上し、予算総額を6,160万円に補正しようとするもの。

歳入

3款1項1目、一般会計繰入金は、一般会計からの追加の繰入金であり、207万9千円の増額。

4款1項1目、繰越金は、平成27年度決算に伴う繰越金の確定によるもので、272万1千円の増額。

歳出

1款2項1目、水処理センター管理費は、480万円の追加補正。境林地区の水処理センターの水処理設備である曝気攪拌装置が故障により使用不能となっているため、交換工事を行うもの。故障の内容は、汚泥を攪拌する羽とそれを回転させるモーターを繋いでいるシャフトが破断したもの。破断した原因は、シャフトと装置本体を押さえているリング、パッキンの劣化によりシャフトが徐々に傾き、羽が本体に当たり負荷が掛かり、軸が破断したもの。曝気攪拌装置は2台設置してあり通常は交互運転を行っているが、現在は1台がフルで運転している状況である。

○委員長 これより議案第4号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○中村久信委員 最後の方の説明により、とりあえず現に支障はないと思うが、掛かる期間はどれくらいか。またその間、特に施設全体を運営する中での支障はないという判断で良いか。

○下水道班長 交換完了までの期間は、補正後入札などの手配を行い、製品完成までに約2か月掛かると聞いている。早ければ12月、年内には交換工事が完了する見込みである。

支障がないのかということだが、通常2台設置してあり、先程説明のとおり1台ずつ交互運転している。今は残っている1台で、フルで24時間運転しているので、水処理に関しては支障がないということである。

○今井委員 確認だが、私の記憶違いかも知れないが、前にもあったと思う。攪拌のプロペラが離脱した。先ほどの説明のとおり劣化なのか、そもそも故障するような機械なのか。

まず確認は、過去にもあった記憶があるが、どうなのか。

○下水道班長 確かに、平成22年に同じように故障し、交換した経緯がある。

○今井委員 先程の説明だと、シャフトとプロペラの劣化、腐食か何かで外れてしまった。前の時は、劣化ではなかった気がする。そうすると、このシャフトとプロペラそのものを修理して、攪拌機そのものが壊れやすく、欠陥を持っているということはないか。

○下水道班長 確かに6年前に故障し、6年前も同じような状況であった。メーカー側にこの

ポンプの耐用年数はどの程度なのかと聞いた。メーカー側ははっきりと言っていないが、使用状況によって7年から10年程度の耐用年数であるとのことであった。メーカー側から、5、6年経ったらオーバーホールということで、パッキンなどの消耗品的なものを交換しながら使えば、本体には異常がないので、もう少し長くできると聞いたので、今後はそのように、5、6年ごとにオーバーホールをして修繕していきたいという考えである。

○今井委員 そうすると、パッキンを取り換えればもう少し耐用年数を伸ばすことができる。もし2つ同時に故障したら大変な話である。たまたま1つの方だけだが、その辺の管理を含めて、メーカー側とよく相談してやっていかないと大変な問題になってしまう。同じことがもう2度続いているので、気を付けてもらいたい。

パッキンを取り換えれば倍になるのか、その辺を確認したい。

○下水道班長 今回の故障原因が、パッキンなどの劣化で軸が傾いてしまい、軸が折れてしまったということなので、そのパッキンをまめに、5、6年に一度交換していけば軸の方にも負荷が掛からないので、本体自体は長く使えると思われる。はっきりと何年持つとは言っていないが、このような故障は発生しないと言われたので、メンテナンスをまめにやっていきたいと思う。

○今井委員 向こうも商売だから、程よく壊れるように作ってあるかもしれないので、その辺気を付けて管理した方が良い。

○副委員長（伊藤幹夫） 今質問しようとしたことは今井委員が言ったが、このモーター自体はいつごろ設置したものなのか。

○下水道班長 平成22年に全て交換した。軸が折れてしまい、全て使えないということなので、平成22年である。

○副委員長 先程の説明では7年から10年だった。平成29年から平成32年くらいの間には、そろそろ頻繁にそのようなことが起こり得る可能性を持っている訳である。実際にこのモーターの耐用年数はまだ解らないと思うが、そういった危機管理、万が一同時になった場合にはどうしようもなくなってしまうので、これはやはり定期的に、月に1回などの短いサイクルで行っていかないとできないと思うがどうなのか。

○下水道班長 水処理センターの維持管理は市内の業者に頼んでおり、モーターなどの確認、ポンプを引き上げて確認するのは年に1回で頼んでいる。ただ、このようなことがあったので、業者と話をし、1か月に1回くらいは1度引き上げて状況を確認してほしいと頼んでいるところである。

○委員長 ほかには質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第4号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決された。

【議案第5号】

○委員長 「議案第5号 平成28年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道班長

(「平成28年度矢板市補正予算書」19ページを朗読。「平成28年度矢板市補正予算書」20ページ及び21ページにより説明。詳細について「平成28年度予算に関する説明書」58ページから62ページにより説明。)

議案第5号 平成28年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出にそれぞれ445万円を追加計上し、予算総額を8億5,605万円に補正しようとするもの。あわせて、地方債についても、所要の補正をしようとするもの。

歳入

4款1項1目、一般会計繰入金は、一般会計からの追加の繰入金で65万円の増額。

7款1項1目、下水道事業債は、今回の補正に係る下水道管渠築造工事に伴う市債の追加で380万円の増額。

歳出

1款1項1目、一般管理費は、31万9千円の追加補正。職員給与費等の補正であり、4月の人事異動に伴う過不足の調整を行うもの。

2款1項1目、下水道建設費は、413万1千円の追加補正。補正の事業は2つある。下水道管渠築造事業は、私道に関わる管渠敷設工事1カ所を実施するもので、設計委託と工事請負費である。工事個所は扇町二丁目地内矢板五区公民館西側住宅地の一画であり、延長が35メートルである。私道の下水道工事については、道路の土地所有者の同意と下水道利用者の承諾をもらってから管渠敷設を実施しているものであり、今回の箇所については、今年5月に下水道工事の申請が出されたため工事を実施するもの。水処理センター建設事業は、国への返還金である。平成27年度に実施した水処理センター電気設備工事の実施に伴い、撤去した電気ケーブルなどを売却して得た収入を、補助率に応じて国に変換するもの。売却収入が51万2,660円、補助率が10分の5.5であり、28万1,963円が国への返還金である。

62ページ、給与費明細書は、4月の人事異動による過不足の調整。

○委員長 これより議案第5号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第5号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決された。

【議案第19号】

○委員長 「議案19号 平成27年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○上下水道事務所長 (赤羽尚起)

(「議案書」15ページを朗読。詳細について「平成27年度決算書」298ページにより説明。)

平成27年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金2億1,238万1,654円のうち500万円を減債積立金に、2,500万円を建設改良積立金に積立て、8,417万9,375円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すもの。

平成27年度決算書298ページに、平成27年度矢板市水道事業剰余金未処分計算書(案)がある。これは平成27年度に利益が出たものを議会の承認を得て処分するものである。資本金及び資本剰余金に変更はない。

未処分利益剰余金の欄に記載があるが、減債積立金が500万円で、昨年同様の積立である。

建設改良積立金は2,500万円で、昨年は2,000万円積立している。昨年2,000万円位を取り崩ししているため、今年は若干多く2,500万円積立している。

自己資本金への積立は、長期前受金戻入と目的充当済未処分利益剰余金で、金額が伴う部分があるため自己資本の方に積立している。

残りを、繰越利益剰余金として残すものである。

○委員長 これより議案第19号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第19号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決された。

【陳情第20号】

○委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第20号 市道前岡4号線の拡幅に対する陳情（継続）」を議題とする。朗読を省略して審査に入る。意見はないか。

（意見なし）

○委員長 なければ意見はこれで終了する。これより採決する。陳情第20号は、採択とすることに異議ないか。

（異議あり）

○委員長 異議があるので、起立により採決する。採択することに賛成する委員の起立を求める。

（起立なし）

○委員長 起立なしと認める。したがって、陳情第20号は、不採択とされた。

【延会】

○委員長 本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思うが、異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。よって本日の会議はこれで延会することに決定した。9月13日は引き続き会議を開くので、午後1時30分までに参集願う。

（10時29分）

9月13日

【開議】

○委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は、成立している。ただいまから、経済建設文教常任委員会を再開する。

（14時02分）

【陳情第11号】

○委員長 前回継続審査とした「陳情第11号 公共下水道から市設置型個別合併浄化槽転換の陳情（継続）」に関する陳情」を議題とする。朗読を省略して審査に入る。意見はないか。

○中村久信委員 色々と勉強をしてきた中での話で、結論から言うと私は願意妥当。なぜという話になった時に、まずは、今の実情からすると、今の200世帯に対応するとなると、いずれにしても一気に変えなければだめだということがある。そのような時にどのような方法が取れるのか。公共下水道に接続できれば一番良いと思うが、実際には費用の面や接続するまでに相当の期間、相当の期間というのがかなり長いと前に聞いている。そのようなことを考えると、どのような方法があるのかとなると、陳情者から提案された内容や市の方で新たに第5案も出たが、このような方法もあるということで、いずれにしても何らかの方法で一気に変えなければならないことは必要だと思っている。

なぜ公共下水道、水処理をするかということは、最終的には環境の問題である。あとは、

当然ながら生活の快適性というのが出てくる。そのようなことを見たときに、国としても、公共下水道に頼らず、その地域にあった最適な水処理の方法で環境負荷を軽減してくださいと、そのために色々なメニューを考えるというのが方針で、当然ながら環境負荷を軽減するために色々なことをやらなければいけないということを考えたときに、そのような陳情については願意妥当というように判断をする。

一部、不公平感は当然あるだろうと思う。その話をすると、例えば下水道の処理計画区域外の所と今実際に下水道を処理しているところで何が違うかということ、目的税というか都市計画税が違うだけだと思う。都市計画税は下水道を入れるだけのものではないが、その分の負担があるというのが違うと思う。都市計画税を納めている人でまだ公共下水道が入っていないような所からすると、不公平感があるのではないかと。計画外の所で、本当に人口密度が小さいところなどはまとめて入れることができないので、各自が合併浄化槽を入れているところもある。そういうところからすると、両方の面から不公平感があるかと思う。

ただ、先程言った特殊な条件ということと環境負荷は、いずれにしても軽減していかなければならないということ。また、公共下水道についても一般会計から莫大なものを毎年入れている。そこだけで自立した運営がなされているとも思えないし、農業集落排水についても同じである。

そのような状況を考えると、トータル的に、色々な課題はあるが、これについては妥当ということである。

皆さんだんまりではわかりづらいので、色々な意見があると思うので聞かせてもらいたいとも思う。

○今井委員 私は反対意見である。陳情の手法、市設置型合併浄化槽における汚染水の対策としての下水処理手法は難しいだろう。今までの勉強会、それから矢板市の財政、先程中村久信委員から出ているが合併浄化槽のこれからの推進、下水道のこれからの推進などを含めて、公平公正な立場で考えると、なかなか難しい部分がある。また、将来の管理運営について、勉強会でもでてきたが、そのようなものを含めて先進地の事例を見てもかなり難しい。

また、市設置型合併浄化槽をそこに持っていくとしても既存の家が建っているし、我々が調べた限りでは、物理的、技術的にも難しいだろう。どのように出来るのか。家を壊してまた造るということをすればできるのだろうが、非常に陳情内容とかけ離れている部分が、技術的に十二分にある気がする。

しかし、今後の下水全体の見直しを考えたときに、勉強会で出てきた事項の中では、あそこの救済手法は何らかの形で残っているのかと、私が思うには矢板市の今後の下水事業整備計画の中でハッピーハイランドを含めて他の団地もあるわけなので、公平さを欠かないような形で、所謂環境整備の推進は行政として考えて行くべきではないのかと思う。ただ、この陳情の内容そのものでいけば、気持ちはわかるがかなり難しいのではないかとと思う。

○委員長 暫時休憩する。 (14時11分)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (14時13分)

○藤田委員 今回の陳情に対する内容については、ハッピーハイランド矢板行政区の皆さんの気持ちは理解できる。しかし、財政コスト、ランニングコストを考えたときに、今回の陳情である市設置型個別合併浄化槽については、願意は不適當だと思う。しかし、昭和59年にハッピー浄化槽設備の管理を市に移管する話し合いを開始し、平成8年には公共下水道への接続地域として議会において請願が採択されたため、この経緯を十分に考慮して今後ハッピーの下水処理に関する措置は考えていかなければならないと思う。

○佐貫委員 前回と同様に、本当お困りの状況はわかる。その意味では願意は妥当だと思うが、陳情の採択不採択の観点で言うと、今回の陳情は市設置型個別合併浄化槽の設置を求める陳情であるので、その部分では勉強会をした上では承認はしにくい。陳情採択の観点ではないが、お困りであるのは事実なので、そこに向けての解決を、全体とこうなったらどうするのかということを含めて進めていければという意見を付記して発言とする。

○渡邊委員 陳情案に対しては賛成できない。色々勉強させてもらった結果、市設置型個別合併浄化槽転換についての願意は不適當と判断する。

○大貫委員 平成8年から継続の課題であり、手法は何れも問題があるかもしれないが、全体の願意は妥当だと思う。今後、当局の更なる近代的な手法の検討のもとに、取り組まれることを期待する。

○副委員長 願意はわかるが、他の地区との整合性、税の公平性。これからますます人口減する中で、その収入を考えた場合に、果たしてこれがコストに見合うことができるのか。矢板市としての財政を考えた場合に、願意はわかるが、この陳情である市設置型に対しては反対である。

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれで終了する。これより採決する。陳情第11号は、採択することに異議ないか。

(異議あり)

○委員長 異議があるので、起立により採決する。採択することに賛成する委員の起立を求める。

(起立少数)

○委員長 起立少数である。したがって、陳情第11号は、不採択とされた。

【委員長報告】

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件等は、すべて終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に一任願う。

【閉会】

(14時20分)

○委員長 これにて経済建設文教常任委員会を閉会する。